

総務課老人医療企画室

説明用資料

目次

I	老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制定スケジュール	1
	【別添1】政令・省令等の概要案	2
	【別添2】政令・省令・告示事項一覧<未定稿> (老人保健制度、後期高齢者医療制度)	4
II	現役並所得者の患者負担の見直し等(平成18年10月施行関係)	44
	1. 高額療養費の自己負担限度額の見直し	44
	2. 療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費 の負担	44
III	後期高齢者医療制度について(平成20年4月施行関係)	46
	1. 後期高齢者医療広域連合の設立について	46
	【別添3】後期高齢者医療制度の施行までのスケジュール(案)	48
	【別添4】各都道府県における広域連合の設立準備状況	49
	【別添5】広域連合準備委員会規約対比表	61
	【別添6】広域連合と市町村の事務分担(案)	65
	【別添7】後期高齢者医療広域連合モデル規約(案) 広域連合設立時における条例制定一覧(案) 広域連合設立時における規則制定一覧(案)	67 73 74
	2. 後期高齢者医療制度の概要	75
	3. 今後の段取り	79
	参考資料(後期高齢者医療制度関係)	80
IV	老人医療費適正化推進費補助金の執行について	99
	【別添8】老人医療費適正化推進費補助金申請等の流れについて	101
V	広域連合の事業運営に必要なシステムについて	102

※関係資料(税制改正に伴う現役並所得者の基準の見直し等)

I 老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制定 スケジュール

I 老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制定スケジュール

- 健康保険法等の一部を改正する法律については、去る6月14日に成立し、6月21日に平成18年法律第83号として公布された。
- また、7月中旬に、税制改正に伴う現役並みの所得以上の所得を有する者の基準の見直し等を行う老人保健法施行令等の一部を改正する政令が公布される予定。(関係資料参照)
- 今後、改正法が順次、施行されることとなるが、このうち、老人保健制度及び新たに創設される後期高齢者医療制度に関連する改正項目の施行日等は、次のとおりである。

平成18年	8月	現役並み以上の所得を有する高齢者の基準の見直し等
	10月	現役並所得者の患者負担の見直し等
19年	3月	後期高齢者医療広域連合の設立期限
20年	4月	後期高齢者医療制度の創設 医療と介護を合わせた自己負担限度額の設定

- 上記の改正項目ごとの施行日に併せて、政令・省令・告示・通知を制定・発出する必要があるが、各改正項目に関連する政令・省令等の制定等のスケジュールは、【別添1】及び【別添2】のとおり。

政令・省令等の概要案

1. 70歳以上の現役並み所得者の基準の見直し等（政令）

- 公布日 平成18年7月中旬公布予定
- 施行日 平成18年8月1日
- 内 容
 - ・ 現役並み所得者の収入基準の見直し
 - ・ 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置
 - ・ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置
 - ・ 低所得区分の対象範囲の拡大

2. 高齢者の患者負担の見直し等（政令等）

- 公布日 平成18年8月中目途
- 施行日 平成18年10月1日
- 内 容
 - ・ 高額療養費の自己負担限度額の引上げ
 - ・ 療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費の負担の見直し（入院時生活療養費の創設）等

3. 市町村が処理する事務（政令、通知）

- 公布日 平成18年8月下旬目途
- 施行日 平成20年4月1日
ただし、広域連合の設立期限は19年3月31日まで。
- 内 容
 - （政令）市町村が処理する事務
 - （通知）モデル規約、広域連合と市町村との事務分担の詳細等

4. 後期高齢者医療制度の創設（政令等）

- 公布日 （診療報酬関係以外） 平成19年4月目途
（診療報酬関係） 未定
- 施行日 平成20年4月1日
- 内容
 - ・ 後期高齢者医療の被保険者の範囲（寝たきり等の者）
 - ・ 被保険者資格の得喪に係る手続等
 - ・ 後期高齢者医療給付
 - ・ 国・都道府県・市町村の定率負担の算定方法等
 - ・ 財政調整交付金の算定方法等
 - ・ 保険料減額賦課分に係る特別会計への繰入金の算定方法等
 - ・ 後期高齢者交付金の算定方法等
 - ・ 保険料の賦課基準（不均一保険料に係るものを含む。）、特別徴収
 - ・ 財政安定化基金の交付金・貸付金、拠出金の算定方法等
 - ・ 特別高額医療費共同事業の交付金・拠出金の算定方法等
 - ・ 広域連合における保健事業の指針
 - ・ 広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合
 - ・ 事業状況報告の方法（市町村→広域連合→都道府県知事）
 - ・ 後期高齢者医療制度における診療報酬 等

5. 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額（高額介護合算療養費）の新設（政令）

- 公布日 平成19年4月目途
- 施行日 平成20年4月1日
- 内容
 - ・ 高額介護合算療養費の支給要件
 - ・ 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額の設定

政令・省令・告示事項一覧 <未定稿>

(老人保健制度、後期高齢者医療制度)

※現時点において予定しているものであり、今後、変更があり得る。

1. 70歳以上の現役並み所得者の基準の見直し等

【老人保健法施行令の一部改正】(18年7月中旬公布予定、同年8月1日施行)

<現役並み所得者の収入基準の見直し、公的年金等控除等の見直しに伴う経過措置等>

法律の関係条項	該当箇所	内容
老人保健法第28条第1項第3号	政令の定める額以上	現役並み以上所得者の収入基準を見直す。(政令) ◇世帯収入520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)
第46条の8第2項	高額医療費の支給要件、支給額その他高額医療費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める	公的年金等控除等の見直しに伴う高額医療費算定基準額(自己負担限度額)に係る経過措置を定める。(政令) ◇課税所得145万円以上213万円未満、世帯収入520万円以上621万円未満(単身世帯の場合は383万円以上484万円未満)の場合、平成20年7月まで、一般の自己負担限度額を適用。 ◇地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の者)と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等については、平成20年7月まで、低所得Ⅱの自己負担限度額を適用。 低所得者区分の対象範囲を拡大する。(政令) ◇年金受給額 65万円以下 → 80万円以下

2. 高齢者の患者負担の見直し等

【老人保健法施行令の一部改正 等】(18年8月中目途公布、同年10月1日施行)

<食費・居住費の負担の見直し(入院時生活療養費の創設)、高額医療費の自己負担限度額の見直し等>

法律の関係条項	該当箇所	内容
改正後老人保健法第17条第2項第3号	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養	コンピュータを用いた靱帯の再建術や、凍結保存の心臓弁を用いた外科手術など、評価療養の対象となる高度の医療技術を用いた療養を定める。(告示)
同号	前項の給付(医療)の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)	評価療養として、高度の医療技術を用いた療養、治験、医薬品等の適応外使用等の類型を定める。(告示)
同項第4号	この法律の規定による医療を受けることができる者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)	選定療養として、差額ベッド、200床以上の大病院の紹介状なし初診、予約診療、前歯部の歯科合金等の類型を定める。(告示)
第31条の2の2第2項	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	生活療養に要する費用の額として、食事療養に要する費用の額に、光熱水費に関する療養に要する費用の額を加えた額を定める。(告示)
同項	平均的な家計における食費及び光熱水費の状況～を勘案して厚生労働大臣が定める額	生活療養標準負担額として、一般所得者について、食費として1食につき460円(日額1,380円(月額4.2万円))、居住費として日額320円(月額1.0万円)等を定める。低所得者については、所得に応じた額(月額で食費2.0万円、1.2万円、1.0万円、居住費1.0万円、1.0万円、0.0万円)とし、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者等については、食事療養標準負担額と同額とする。(告示)

同項	所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者	生活療養標準負担額が低額となる者として、低所得者や、入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者等を定める。(省令)
同条第4項	厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準	保険医療機関等及び保険医等は、入院時生活療養費に係る療養を適切に行わなければならないこと等を定める。(告示)
同条第7項	政令で定める	保険医療機関等について受けた生活療養及び入院時生活療養費の支給について療養の給付に係る規定を準用する際の技術的読替(政令)
第31条の3第2項第1号	厚生労働大臣が定める基準	保険外併用療養費に係る療養に要する費用の額の算定基準を定める。(告示)
第31条の3第3項	厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準	保険医療機関等及び保険医等は、保険外併用療養費に係る療養を適切に行わなければならないこと等を定める。(告示)
第31の3第6項	政令で定める	保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びに保険外併用療養費の支給について療養の給付等に係る規定を準用する際の技術的読替(政令)
第46条の8第2項	高額医療費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める	高額医療費の自己負担限度額について、現役並所得者の定額部分72,300円を80,100円と、一般の限度額40,200円を44,400円とすること等を定める。(政令)

3. 市町村の処理する事務(後期高齢者医療広域連合の設立期限:平成19年3月31日まで)

【単独政令の制定】(18年8月下旬目途公布、20年4月1日施行)

<後期高齢者医療の事務のうち市町村が処理する事務>

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
高齢者の医療の確保に関する法律第48条	政令	後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村が処理する事務(保険料徴収以外のもの) ◇被保険者資格の異動の届出の受付 ◇再発行に係る被保険者証の引渡し ◇資格証明書の引渡し ◇保険給付に関する申請及び届出の受付 ◇保険料の減免申請の受付 ◇保険料の徴収猶予申請の受付	単独政令

4. 後期高齢者医療制度の創設

(1) 診療報酬関係以外のもの

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令の制定 等】

(19年4月目途公布、20年4月1日施行)

<被保険者>

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第50条第2号	省令	後期高齢者医療の被保険者となる65歳以上75歳未満の者に係る障害認定の申請手続き ◇障害認定申請書に、障害の状態を証明できる書類を添付して広域連合の長に申請等	施行規則 [老健則第1条(、国保則第5条の3)]
同号	政令	65歳以上75歳未満の者のうち被保険者となる者に係る障害の状態の程度 ◇現行の老人保健の対象となる寝たきり等の者と同一	施行令 [老健令第2条、別表]
第51条第2号	省令	後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由のある者 ◇日本国籍を有しない者であって、在留資格を有しないもの又は1年未満の在留期間を決定されたもの ◇平成14年9月改正前国保法施行規則第1条第1号に該当している者(施行後に該当することとなる者を含む。)	施行規則 [国保則第1条] [平成14年改正国保則附則第4条第3項]
	告示	◇興行、就学等の在留資格をもって在留する期間の始期から起算して1年以上滞在すると認められる者を除く。	新規告示 [国保則第1条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(告示)]
第54条第1項	省令	被保険者資格の取得・喪失等に係る届出事項 (資格取得・喪失) ◇当該広域連合に転入した者に係る届出 ◇適用除外に該当しなくなった者に係る届出 ◇病院等に入院・入所中の者等に係る届出	施行規則 [国保則第2条、老健則第4条] [国保則第3条] [国保則第5条の2、老健則第8条の2]

		<p>◇当該広域連合から転出する者に係る届出</p> <p>◇適用除外に該当することとなった者に係る届出</p> <p>(その他)</p> <p>◇指定障害者支援施設、障害者支援施設に入所した者に係る届出</p> <p>◇氏名変更の届出</p> <p>◇世帯変更の届出</p> <p>◇広域連合区域内での居住地変更の届出</p> <p>◇世帯主変更の届出</p> <p>◇死亡の届出</p> <p>◇届出書への記載事項(届出人の氏名、住所、届出年月日)、被保険者証・被保険者資格証明書の添付</p>	<p>[国保則第12条、老健則第10条]</p> <p>[国保則第13条、老健則第11条]</p> <p>[国保則第5条の4]</p> <p>※40歳以上65歳未満の被保険者に係る届出</p> <p>[国保則第8条、老健則第6条]</p> <p>[国保則第9条、介護則第31条]</p> <p>[国保則第10条、老健則第7条]</p> <p>[国保則第10条の2、介護則第31条]</p> <p>[老健則第12条]</p> <p>[国保則第15条、介護則第33条]</p>
同条第4項	省令	<p>被保険者証返還の対象とならない被保険者が受ける医療給付(被爆者援護法による一般疾病医療費の支給 以外のもの)</p> <p>◇予防接種法に基づく医療費の支給、障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給 等</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の5]</p>
同項	省令	<p>被保険者証返還の対象となる保険料滞納期間</p> <p>◇1年間</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の6]</p>
同項	政令	<p>被保険者証返還の対象とならない特別の事情</p> <p>◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第1条の3]</p>
同項	省令	<p>保険料滞納の場合の被保険者証の返還手続</p> <p>◇広域連合から被保険者に対する返還を求める旨、返還先・返還期限等の通知等</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の7]</p>
同条第8項	政令	<p>被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して被保険者証が交付される特別の事情</p> <p>◇被保険者が滞納している保険料の額が著しく減少したこと等</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第1条の4]</p>
同条第9項	省令	<p>資格喪失の場合の被保険者証の返還手続</p>	<p>施行規則</p>

同条第11項	省令	<p>◇資格喪失の届書に被保険者証を添付</p> <p>被保険者に関する届出、被保険者証・被保険者資格証明書に関して必要な事項</p> <p>◇被保険者証返還の対象とならない特別の事情がある場合の広域連合への届出</p> <p>◇被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して被保険者証が交付される特別の事情がある場合の広域連合への届出</p> <p>◇被保険者証の交付及び様式</p> <p>◇被保険者資格証明書の交付及び様式</p> <p>◇被保険者証の再交付</p> <p>◇被保険者証の検認及び更新(短期証の発行を含む)</p> <p>◇被保険者資格証明書の再交付、検認及び更新(被保険者証の規定を準用)</p>	<p>[介護則第32、33条]</p> <p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の8第1、3項]</p> <p>[国保則第5条の8第2、3項]</p> <p>[国保則第6条第1項、様式第1号]</p> <p>[国保則第6条第2項、様式第1号の3]</p> <p>[国保則第7条]</p> <p>[国保則第7条の2]</p> <p>[国保則第7条の3]</p>
--------	----	---	---

<後期高齢者医療給付>

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第57条第1項	政令	併給調整の対象となる給付の根拠法令 ◇船員保険法、労働基準法、船員法等	施行令 [老健令第10条、国保令第29条]
第58条第3項	省令	第三者求償の事務を受託できる国保連合会の要件 ◇損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会	施行規則 [老健則第31条、国保則第32条の7]
同条第3項	省令	療養の給付を受ける際に被保険者証を提示することを要しない場合 ◇薬剤の支給については、保険医療機関において療養を担当する保険医の交付した処方せんを保険薬局に提出しなければならない。	施行規則 [国保則第25条、老健則第16条]
第67条第1項第2号	政令	後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付を受ける者の属する世帯の他の世帯員であって被保険者以外に現役並み以上所得者となり得る者 ◇70歳以上75歳未満の者であって、寝たきり等の者に該当しないもの	施行令 [老健令第3条]
同号	政令	現役並み以上所得者の所得の算定方法 ◇当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては前々年)の所得を基に計算した市町村民税の課税所得について行う 等	施行令 [老健令第4条第1項]
同号	政令	現役並み以上所得者の所得基準 ◇課税所得145万円以上 ◇世帯収入520万円以上(被保険者のみの世帯の場合は383万円以上)	施行令 [老健令第4条第2項] [老健令第4条第3項]
	省令	収入額の算定方法	施行規則(施行令により委任) [老健則第18条]
	告示	同上	新規告示 [老健則第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額]